

特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、次の工事の契約日から適用する。

- ・工事名 町営住宅東腰団地外部改修工事（再1）
- ・工事箇所 秩父郡小鹿野町両神薄地内

(共通事項)

第2条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用〔促進〕実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ①1,000m³以上の土砂を搬入する工事
- ②500 t 以上の碎石を運搬する工事
- ③200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④最終請負金額100万円以上の工事

○再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ①1,000m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ②アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t 以上搬出する工事
- ③最終請負金額100万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステムに基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D票、E票の写しを提出する。また、完成検査時には原本を提示しなければ

ばならない。

(建設廃棄物の再資源化等)

第3条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書において、再資源化について以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
—	—	—

※ 上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第 1 項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(現場発生土の運搬)

第 4 条 現場発生土は下記搬出先へ運搬すること。なお、搬出の手続き等は監督員の指示による。

搬出先	所在地
—	—

(コリンズへの登録)

第 5 条 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は工事完成後（工事完成検査合格後）10 日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日を除く）に、訂正時は速やかに(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

(現場における表示施設について)

第 6 条 道路工事現場における表示施設については、埼玉県が定める「道路工事現場における表示施設等の設置基準」に準じて作成すること。

(電子成果品について)

第7条 受注者は、下記に定める成果品を電子データとして納品できるものとする。

電子データとして納品した場合、同成果品の紙による納品を要しないものとする。

ただし、電子成果品によらないものは、従来通り紙で納品する。

電子データとして納品できる成果品	備考
工事写真 一式	
完成図面 一式	
その他監督員が認めるもの	

(電子成果品の作成について)

第8条 電子成果品の作成にあたっては、「埼玉県電子成果品運用ガイドライン」に準じて作成すること。

(電子成果品の提出について)

第9条 電子成果品は、データを格納した電子媒体(CD-R)を1部提出する。

また、電子媒体には成果品のほか、成果の閲覧に必要なビューアを同梱するものとする。ただし、電子成果品の提出にあたっては、発注者・受注者間で協議するものとし、事前に監督員の確認を受けること。

(建設DXの実施について)

第10条 受発注者の業務効率化を図るため、情報共有システムを活用することができる。

2 実施にあたっては埼玉県が作成する各要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

なお、実施する場合は、事前に監督員と協議すること。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/koji_jyoho_kyoyusystem.html

(週休2日制モデル工事)

第11条 本工事は、埼玉県営繕工事における「週休2日制モデル工事(※)」(R8.2.1～)の試行要領に基づく試行対象工事である。

(1) 本工事は、「完全週休2日I型モデル工事(現場閉所型)」の試行対象工事である。

(2) 試行の実施は、埼玉県営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。

試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ

U R L : <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/syukyu2modelkenchiku.html>

(県産品の積極的使用)

第 1 2 条 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めなければならない。

(法定外の労災保険の付保)

第 1 3 条 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

(その他)

第 1 4 条 その他疑義のある場合には、監督員と協議するものとする。